

仕様書

1 品名

携帯電話等機能抑止装置等

2 履行場所・設置場所・数量

野田きゅう舎新管理棟内において指定されたエリア（別紙1）で携帯電話等の通信ができないようにする為の台数、電磁波シールドフィルム貼付け工事（一式）、携帯電話等機能抑止装置機器リモートコントロール機（管理人室等）、携帯電話等機能抑止装置等設置工事（一式）、無線局申請（印紙代含）、落成検査代行（一式）

3 納入期限

令和6年3月31日（日）（具体的な設置日は、後日協議し決定する。）

4 概要

野田きゅう舎新管理棟の携帯電話等機能抑止装置等を発注者（以下「甲」という。）の指定した場所へ、本仕様書に基づき受注者（以下「乙」という。）が設置し、保守を行うものとする。

5 野田きゅう舎新管理棟内携帯電話等機能抑止装置等の納入仕様

- (1) 野田きゅう舎新管理棟内において指定されたエリア（別紙1）で携帯電話等の通信ができないようにする為の台数を有すること。
- (2) 野田きゅう舎新管理棟内において指定されたエリア（別紙1）で携帯電話等の通信ができないようにする為、電波遮断に最適な数量の磁波遮蔽フィルム等を窓ガラスに貼付し、携帯電話等の通信を遮断すること。
- (3) 1階警備員室にて携帯電話等機能抑止装置等の稼働、停止が行えるようにすること。
- (4) 停電からの復電時に自動復旧ができること。
- (5) 携帯電話等機能抑止装置等の設置工事を行うこと。
- (6) 無線局の申請及び落成調査を代行して実施すること。
- (7) 携帯電話会社の帯域変更及び新たに新設された場合等には10年間保証対応できる対策を講じること。

6 設置作業要領

- (1) 乙は、甲と設置前に以下の協議を十分に行うこと。
 - ①携帯電話等機能抑止装置等の設置場所等
 - ②設置作業日程及び時間帯
 - ③携帯電話等機能抑止装置等の設置作業について、埼玉県浦和競馬組合競走業務課・野田管理事務所に対し工事内容の説明機会を設けること。
- (2) 乙は、携帯電話等機能抑止装置等の落下事故のないように強固に設闘すること。
- (3) 乙は、配線にあたって、ケーブルを露出させないこと。
- (4) 乙は、携帯電話等機能抑止装置等を設置する前に、設置予定場所が機能的に問題ないかの確認作業を行い、業務に支障が発生しないように調整すること。
- (5) 乙は、設置後携帯電話等機能抑止装置等の簡易操作マニュアルを作成し、取扱い説明を行うこと。
- (6) 乙は、本仕様書に明記がなくとも施工上、機能上及び構造上当然必要と認められる軽微な修理や改善を行い、その費用は本受託費用に含むものとする。

7 保守点検

- (1) 乙は、納入後保守契約を甲と締結し、本仕様書で納入するすべての機器を常時正常な状態で使用できるようにすること。

- (2) 携帯電話等機能抑止装置等に異常があった場合は、速やかに修理又は交換等の保守対応をすること。
- (3) 乙は、警察からの捜査関係事項の照会に関する内容等で甲より協力依頼があった場合は、速やかに対応し、内容、日時等の結果報告書を提出すること。
- (4) 乙は、火災、水災、盗難、破裂、爆発、落雷、風災等、偶然かつ外来の事故により当該機器が損害を受けた場合は、速やかに修理又は交換等の対応をすること。

8 その他

- (1) 乙は、携帯電話等機能抑止装置等の設置のために知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- (2) 乙は、保守点検作業の実施に当たっては、作業場内及び作業場付近の安全確認を行い、調教関係者、競走馬及び作業者に事故のないように十分注意すること。万一人畜、器物等に被害損害を与えた場合は、甲の担当者に報告のうえ速やかに処置し、その責任は乙の負担とする。
- (3) 乙は、甲があらかじめ定めた設置完了期限までに機器を設置すること。設置完了期限、令和6年3月31日予定（具体的な設置日は、後日協議し決定する。）設置完了後、甲は設置確認検査を行い、終了後に業務を開始するものとする。
- (4) 落札者決定後、甲と落札者は埼玉県浦和競馬組合物品売買契約書を元に契約を締結することとするが、本仕様書の内容は契約内容に含まれる。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、その都度甲と乙は協議を行い、調整を図ること。

表1

【野田きゅう舎新管理棟内携帯電話等機能抑止装置等仕様詳細】

区分	項目	仕様等	備考
携帯電話等機能抑止装置	電源電圧	AC100V 50/60Hz	
	運用可能温度	-10℃～50℃（但し結露・凍結なき事）	
	抑止対象キャリア	ドコモ、au、ソフトバンク、WCP、UQ、楽天等 700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.8GHz帯、2.1GHz帯、2.5GHz帯、3.5GHz帯、他新電波対応	

提案品受付 [可] 仕様が確認できるカタログ等を提出すること。

※例示銘柄及び採用された提案品以外での応札はできません。

【設置住所・台数等】

住所	台数等
埼玉県さいたま市緑区上野田696	新管理棟内の指定したエリア（別紙1）で携帯電話等の通信ができないようにする為の必要台数及び磁波遮蔽フィルム貼付